令和3年第3回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	月	令和3年9月24日(金)										
招	集の場所			蟹江町役場 議事堂										
開	会 (開 議) 9月24日 午前9時00分宣告(第4日)													
					1番	旦	岸	美多	劉利	2番	111	浦	知	将
					3番	石	原	裕	介	4番	水	野	智	見
					5番	板	倉	浩	幸	6番	黒	Ш	勝	好
応	招	召 議		員	7番	伊	藤	俊	_	8番	飯	田	雅	広
					9番	中	村	英	子	10番	佐	藤		茂
					11番	扣	田	正	昭	12番	奥	田	信	宏
					13番	安	藤	洋	_	14番	髙	阪	康	彦
不	応	招	議	員										

	常特	別	勤職	町	長	横江	淳一	副町長	河瀬	広幸
	政推	進	策室	室	長	黒川	静一	ふるさと 振興課長	北條	寿文
	総	務	部	部	長	浅野	幸司	総務課長	戸谷	政司
地方自治法第	民	生	部	部	長	寺西	孝	次 長 兼 保険医療 課	不破	生美
121条の規定				介護課	支援 長	後藤	雅幸			
により説明の	産建	設	業部	部	長	肥尾類	——— 赴一郎			
ため出席した	会計管理室		会 者 管 理	管理 会主 室長	森	実央				
者の職氏名	上下水道部			次 _長 水道	き兼課長	伊藤	和光	下 水 道課 長	浅井	修
	消防本部			消り	方 長	黒川	康治			
	教育委員 会事務局			教育	手長	石垣	武雄	次 長 兼教育課長	鈴木	敬
	委及	員 び 委	長員	監査	委員	西尾	重義			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事	務	会局	局	長	小島	昌己	書記	萩野	み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)									

日程第1 発議第4号 蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について 日程第2 議案第48号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号) 日程第3 議案第38号 表彰について 日程第4 議案第39号 蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 日程第5 議案第40号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及 び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について 議案第41号 字の区域の設定について 日程第6 日程第7 議案第42号 町道路線廃止について 日程第8 議案第43号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第4号) 日程第9 議案第44号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 日程第10 議案第45号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号) 日程第11 議案第46号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算 (第1号) 日程第12 議案第47号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1号) 日程第13 認定第1号 令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第14 認定第2号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて 日程第15 認定第3号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 日程第16 認定第4号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定につい 日程第17 認定第5号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出 決算認定について

認定第6号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算 日程第18 認定について

日程第19 認定第7号 令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について 日程第20 認定第8号 令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定につい

日程第21 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第22 発議第4号 蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について 追加日程第23 議案第48号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、発議第4号及び議案第48号の議案、並びに総務民生常任委員会審査報告書及び防災建設常任委員会審査報告書を配付しておりますのでお願いいたします。

議員の皆様にお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、改めて感 謝申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、議員及び職員の入れ替えの際に消毒 作業のお時間をいただくことになりますが、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいた します。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 発議第4号「蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田正昭君ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

おはようございます。

それでは、よろしくお願いします。

発議第4号「蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、伊藤俊一、同、飯田雅広、同、安藤洋一。

蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年蟹江町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「日に」を「日の」に改める。

第12条中「該当」を「当該」に改める。

第13条第1項中「翌月」を「翌日」に改める。

様式第1号その1中「剛」を削り、同様式を様式第1号(その1)とする。

様式第1号その2中「⑩」を削り、「収支報告書について」を「収支報告について」に改め、同様式を様式第1号(その2)とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由。

この案を提出するのは、行政手続における押印の廃止等に伴い必要があるからである。

2ページから5ページまでは新旧対照表になりますので、お目通しください。

それでは、6ページをお願いします。

一部改正要点です。

第6条としまして(交付申請)、第2項、「日に」を「日の」に改めることとした。

第12条(政務活動費の返還)、「該当」を「当該」に改めることとした。

第13条(収支報告書の保存及び閲覧)、第1項、「翌月」を「翌日」に改めることとした。 様式第1号その1、押印に係る規定を削り、同様式を様式第1号(その1)とすることと した。

様式第1号その2、押印に係る規定を削るとともに、「収支報告書について」を「収支報告について」に改め、同様式を様式第1号(その2)とすることとした。

附則。

公布の日を施行期日とした。

以上、よろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 議案第48号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第48号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,795万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いします。

まず、歳入補正でございます。

今回の補正案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金を活用いたしまして、中小事業者を支援する経費を計上させていただくものでございます。

歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、補正額が2,660万6,000円でございます。内訳といたしまして、地方創生臨時交付金(蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付事業)でございます。

それから、20款1項1目の繰越金でございます。補正額が39万4,000円でございます。こ ちらのほう、内訳といたしまして、不足財源を充当する前年度の繰越金でございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

詳細のほうは、また後ほど全員協議会でご説明のほうをさせていただきます。

歳出補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額が2,700万円でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金の交付事業として2,700万円でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、ここで、暫時休憩といたします。直ちに全員 協議会を開催いたします。今回の全員協議会は本議場にて行います。

(午前9時11分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、本会議、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時33分)

○議長 佐藤 茂君

議案第48号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」の提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 議案第38号「表彰について」

日程第4 議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第41号「字の区域の設定について」

を一括議題といたします。

本4案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催 し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げま す。

最初に、議案第38号「表彰について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、被表彰者のうち15番目の方の表彰選考の基準を説明 してほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、町内会等で20年以上自治会役員等を務められた実績により推薦され、被表彰者として挙げさせていただいたという内容の答弁がありました。

次に、寄附で頂いた5艇の災害用ボートはどのように保管するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、災害用ボートは空気を入れて膨らませた状態で使用するものだが、全長310 センチ、幅147センチとかさばるため、1艇のみ空気を入れた状態で、他の4艇は段ボール に収納し、町の防災倉庫に保管している。配備場所など利活用については、安心安全課を中 心に検討中であるという内容の答弁がありました。

次に、同じく寄附で頂いた須成祭の巻藁船の模型について、展示場所や展示方法、また周知についてどのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、各部署と協議を行った結果、多数ある町の公共施設のうち、祭人(さいと) 内の須成祭ミュージアムに置くことを決定した。緊急事態宣言下で来場の案内を積極的に行 えないが、町広報誌のタウントピックスで掲載を予定している。また、マスコミを通じて、 適切な時期に案内していただくよう調整しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第38号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、情報提供ネットワークシステムの所管替えにより、管理者が総務大臣から内閣総理大臣に替わる。国が個人情報保護の条例や個人番号の管理を行うことに否定的な意見もある。このたび、条例の一部改正は文言の整理にとどまるが、一自治体として、今後はどのように関わっていくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国でいろいろな指針等が作成される。県にもデジタルに特化した部署が創設 され、様々な通知が届くことが考えられる。国の方針に従い、町として対応していく考えで あるという内容の答弁がありました。

次に、デジタル庁創設に際し民間が加わることについて、情報漏えいの問題等、個人情報の保護が適切に行われるか懸念される。これまで地方自治体が守ってきた個人情報を国が管理することについて、どのように考えるかという内容の質疑がありました。

これに対し、これまでもセキュリティーを何重にも重ね、情報漏えいしないような仕組みづくりを各自治体が行ってきた。蟹江町でも同様に対策を講じている。今後、自治体同士、あるいは国と地方とのデータの相互連携が進んでいく中で、今以上に個人情報の管理には万全を尽くしていくという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、これまで個人情報に関する事務は、 自治体が自主的に処理した自治体事務から国が関与することに変わる。個人情報が民間企業 の利益につながることも考えられる。住民プライバシーや自己情報のコントロール権を保障 する立場が必要であり、自治体の個人情報保護制度を後退させかねないと考え、反対する、 という内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、この議案は、関係法令が改正され個人番号を活用した情報 連携や、特定個人情報の提供範囲の拡大に関する規定が新たに追加されることによる引用条 項の整備と、デジタル庁創設に伴う情報提供ネットワークシステムの所管変更が主な改正内 容であり、適切なものと考え、賛成する、という内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第39号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び蟹 江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、現在、庁舎内勤務の職員が公務で名古屋市や県外に行く場合、どのように対応しているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、出張については、公用車または公共交通機関を利用している。公共交通機関を利用した場合は旅費を支給するが、公用車を使用した場合に費用は出ないという内容の答弁がありました。

次に、公用車の空きがない場合、自家用車を使用することはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、自家用車の使用は認めていない。公用車の台数に限りがある中で、各自調整を行い、それでも空きがない場合は公共交通機関を利用するという内容の答弁がありました。 次に、これまで宿泊料について、甲地方、乙地方の区別があったがなぜかという内容の質疑がありました。

これに対し、甲乙の考え方については、国の定めに準じていたためである。現在、宿泊料の地域差はないと認識しており、全国一律の金額と定めることとしたという内容の答弁がありました。

次に、宿泊料と食卓料について、特別職と一般職で金額に差があるのはなぜかという内容 の質疑がありました。

これに対し、愛知県の条例に準じて設定したためであるという内容の答弁がありました。 他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきも のと決しました。

次に、議案第41号「字の区域の設定について」を議題としました。

審査に入ったところ、大字須成地区全体で設定するものと考えていたが、大字須成の西側地域が含まれていない。この地域の住民からの意見や要望はあったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、大字須成地区全体から実施の要望は出ていない。今回設定する藤丸、大字須成の一部、大字今の一部から桜への編入という要望があったという内容の答弁がありました。 次に、一部地域で意見がまとまらなかったと聞いたが、詳細は分かるかという内容の質疑がありました。

これに対し、事業を進めるに当たり、各地名に愛着を持たれる方も多く、これまでの地名を残したいという意見はあった。その都度、地域住民説明会等を開き、ご理解いただいてきたという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第 41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時46分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時47分)

○議長 佐藤 茂君

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第38号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。 続きまして、日程第4 議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

議案第39号の、ちょっと長いですので、一部改正について、反対の立場で討論いたします。 そもそも、この議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備により個人情報 を識別するための番号、いわゆる個人番号を利用する法律の一部改正であります。

自治体の個人情報保護の仕組みが大きく変えられようとしており、今までの個人情報に関する事務は、自治体が全く自主的に処理していた自治事務から国が関与することになり、今後は、民間企業に個人情報をもうけのためとして企業の利益につながるとも考えられます。

また、デジタル化で行政と企業に個人情報を蓄積し、マイナンバー制度でひも付けにして 住民の生活を監視したりして、経済成長のために個人情報を利活用することをトップダウン で進める狙いでもあります。

住民のプライバシーや自己情報コントロール権を保障する立場が必要であり、自治体の個人情報保護制度を後退させかねないと考えます。その第一歩が今回の改正であり、よって、この議案に反対をいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律

の整備に関する法律」及び「デジタル庁設置法」の制定により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、個人番号を活用した情報連携や、特定個人情報の提供範囲の拡大に関する規定が新たに追加されたことによる引用条項の整備と、デジタル庁創設に伴う情報提供ネットワークシステムの所管変更が主な改正内容であり、適正なものと考えますので、議案第39号に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがいまして、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第5 議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。 続いて、日程第6 議案第41号「字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に 入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第42号「町道路線廃止について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る9月7日、委員会を開催いたしました。中村委員、欠席でございましたので、委員6名出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第42号「町道路線廃止について」を議題といたしました。

補足説明の後、審査に入ったところ、廃止を予定している町道の西側の土地所有者から異 論はなかったかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、当該土地については、廃止予定の町道を含む一帯の開発を予定している企業が既に取得しているため、問題はないという内容の答弁がございました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告をさせていただきます。

(6番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

ここで、ふるさと振興課長の退席と代表監査委員、民生部次長兼保険医療課長、介護支援 課長、下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時56分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時59分)

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第43号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

11ページなんですけれども、上のほうにある委託料についてちょっと聞きたい、220万円の定年延長制度導入支援業務委託料、これってどのような内容の220万円なのかと。

あと、一番最後にある補助金として、住宅用太陽光発電設置導入促進費補助金、この50万円、この内訳が分かりましたらお願いしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました定年延長制度導入支援業務委託料の内容ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

こちらにつきましては、令和5年4月1日施行の改正地方公務員法による定年延長制度に 対応させていただくというところのものでございます。

定年延長制度に係る制度設計の支援や例規整備、職員への説明会等に係る業務を支援していただくための委託料ということで計上させていただいております。

以上でございます。

〇民生部長 寺西 孝君

板倉議員から住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、私どもといたしまして、2050年までに脱炭素社会の実現に向けて、 再生可能エネルギーの普及に向けて取り組んでいかなければなりません。私どもといたしま しては、蓄電池の施設10基掛ける5万円という形の50万円を追加補正をさせていただいて、 普及に向けてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

最初に伺った定年延長、これって今答弁あったように令和5年で定年延長、職員の定年延 長65歳になるのかな、そういうことで、その前の準備段階で説明会や何かを開催するための 委託料ということで分かりました。

でも、これって本当もう決まっていたのかな。ちょっとその補足お願いしたいのと、あと、住宅用、10基で5万円。5万円がどうなのかなということもありますけれども、取りあえず、その辺でこういうことも活用して、脱炭素社会に向けての取り組みもしていくということで了解いたしました。

ちょっと、その最初の質問だけお願いします。

○総務課長 戸谷政司君

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられるというところで、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されて、令和5年4月1日から施行されるということになっておりますので、それに準じて今年度準備させていただいて、来年度中に大きく制度の条例制定とか、その辺に至るというところで今回上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

13ページの新型コロナウイルスワクチン接種会場の臨時駐車場整備工事第2期についてですけれども、先日の答弁によりますと、全部埋め立ててお戻しするというような話をお聞きしたんですけれども、ちょっとここにきて状況が変わってきたのかなと思います。というのは、国のほうから3回目の接種をやるよというような話があって、河野大臣の話、記者会見ですかね、あれによるとほぼ決定みたいなふうに伝わったんですけれども、そうした場合に、全部お返しして、対応できるのかなというのがちょっと気になったので、もう一遍、そこのところを確認したいと思いますので、お願いします。

〇民生部長 寺西 孝君

ご質問いただきました。

実は、決算審査時に三浦議員からもご質問を頂戴して、保健センターの臨時駐車場の掘り 戻しについて、追加接種があるんだけれども、どうかということで、私のほうから実は答弁 させていただきました。

そのときにつきましては、今、コロナワクチンの接種につきまして、個別医療機関において、今十分に知見が蓄積されているので、保健センターでの集団接種については、今後あっ

たとしても規模を縮小して行う予定でございますので、全部掘り戻しをやっていきたいとい うふうに答弁をさせていただいたところでございます。

しかしながら、おととい22日に、厚生労働省の自治体説明会において、早ければ、追加接種が12月から開始されることを想定して、住民接種と医療従事者への追加接種ができるように接種会場を確保することを要請されました。

私どもといたしましては、住民接種につきましてはある程度の覚悟はできておったんですけれども、さらに今年度早く行われました医療従事者への接種についても、当町においてやる想定も出されました。

よって、臨時駐車場におきましては、先日答弁させていただいたものと一部修正させていただく形になるんですが、一部の駐車場の存続を視野に入れながら、これを慎重に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第9 議案第44号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第10 議案第45号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第46号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算 (第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第47号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。 それでは、ここで介護支援課長の退席と会計管理者の入場を許可いたします。 暫時休憩します。

(午前10時09分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

○議長 佐藤 茂君

日程第13 認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和2年度蟹江町一般会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

前回の決算審査の中でも申し上げたとおり、コロナ禍での令和2年度の決算でありました。 まず、歳入の面で、今まで社会保障の増減は、高齢化社会が進む中で自然増分を考えれば、 国としても社会保障に使われた財源はほとんど変わっておらず、逆に減っている傾向もあり ます。蟹江町においても、社会保障財源もほとんど変わらない決算額であり、こういったこ ともどうなのかと思います。

令和2年度は、コロナ支援として過去最大の170億円の決算でありますが、これについては、国・県の支出金の増大によるもので、初めて自主財源と依存財源が逆転する決算でもありました。

また、国からの地方財政の拡充、また、地方創生臨時交付金などを、まだまだ配分の必要が、これから必要になってくると思います。

コロナ禍でも、大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度の改悪、切り捨てを推

進し、一層の格差社会が拡大しております。この格差と貧困を解消するには、いわゆる税金の集め方、使い方をいま一度考え直さなければなりません。中でも、社会保障や子育てによる住民の命と暮らしの支援が今求められています。これが、コロナ対策をしながら、本来国の役割であります。住民の暮らしをいかに応援するかであります。

これら歳入の点だけでも、国の施策だから仕方がないのではなく、住民の暮らしをいかに 応援するかで、認めるということはできません。

歳出の面でも評価できる事業もあります。今回、特に多いのがコロナ支援の対策です。事業者や個人の支援、感染症対策の協力金、また、プレミアム商品券の発行、個人の支援として子育て世帯、ひとり親世帯の給付金、新生児の給付金、あと国ですけれども、特別定額給付金の給付をやってきました。

ただ、言えるのは、高齢者や学生、また、今苦しんで働いている女性への支援がほとんどなく、交付金や協力金に少し偏りがあると判断をします。コロナ対策以外の福祉医療、子育ての分野の拡充がなく、総合的に町民の暮らしの応援になっていないと判断します。

住民の命と暮らしへの支援を強く要望いたしまして、一般会計の歳入歳出決算に反対をいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は、令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論申し上 げます。

初めに、令和2年度は第4次総合計画の最終年次として、また、次期総合計画に向けた新たなスタートへの基礎となる大切な年でした。

こうした中、令和2年度一般会計歳入決算額は170億5,400万円余りとなり、対前年度比47.2%の増加となりました。

町の自主財源の根幹をなしている町税につきましては53億6,100万円余りとなり、前年度と比較して2億4,600万円余りの減収となったものの、徴収率の増加は町民の納税意識の向上と町職員による滞納対策の成果として評価できます。

次に、歳出決算額は163億9,600万円余りとなり、対前年度比48.4%の増加となりました。 主要事業としては、新型コロナウイルス感染症対応事業や自由通路等整備事業、小中学校 の校内通信ネットワーク整備事業を実施しております。

特に、新型コロナウイルス感染症対応事業については、地方創生臨時交付金や国庫補助金 を活用して、喫緊の課題に対してきめ細やかな対策を講じるとともに、新型コロナウイルス の影響で生活にお困りの方への支援策などにおいては、国の事業に町費による事業を拡充して実施するなど、ポストコロナ時代を見据えたまちづくりを進めており、これを高く評価するものであります。

自由通路等整備事業につきましては、これまで長年にわたり取り組んできた大型事業が完了した年次であり、将来の蟹江町発展の礎ができつつあることから、新たな町の窓口に大いに期待を寄せるものであります。

最後に、令和3年度に繰り越しすることとなった小・中学校費における施設整備事業につきましては、児童・生徒の教育環境の向上につながる重要な事業であり、確実な事業完遂を期待します。

以上をもちまして、令和2年度の決算は新型コロナウイルス感染症対応事業をはじめ、町 長を先頭に町職員全員が一丸となって知恵を絞り、健全な行政運営が図られた結果であると 評価いたしております。今後においても、第5次総合計画に沿ったまちづくりを推進してい ただくことを切に希望し、決算認定に賛同するものであります。

最後に、各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

それでは、起立多数ですので、したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。 ここで、消防長、それから教育部次長兼教育課長の退席と、ふるさと振興課長、介護支援 課長の入場を許可いたします。民生部次長兼保険医療課長は席を移動してください。

暫時休憩とします。

(午前10時20分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

○議長 佐藤 茂君

日程第14 認定第2号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

ご存じのとおり、国民健康保険会計は平成30年度より愛知県が事業主体となり、一体的に 運営されることになったものであります。

今回、保険税の見直しも蟹江町でも2回目の決算であります。現在、まだ、県への納付金に対しては激変緩和措置が取られていることから、保険税全体は県内では低い水準となっていますが、激変緩和縮小、被保険者世帯・被保険者数の動向によっては、さらなる保険税増税が強まることになりかねません。

そして、国民健康保険の制度の取り組み強化で、国も国保運営方針で法定外繰り入れの解消や保険料の税水準の統一化の見直しで法改正も否定できません。

また、令和2年度の決算では国民健康保険支払準備金を8,000万円崩しておりますが、令和2年度末でも2億円であり、県単位化になり保険給付の心配がなくなったことで、ここまでの基金はまだまだ必要ないと判断いたします。

そして、今後、法定外繰り入れの対象や保険料、税の水準の統一化の見直しで、保険税の さらなる増税になってくるおそれがあります。国民皆保険制度として所得の低い階層が多く 加入する国保制度に対して、国や県の支出金を元に戻すよう要望し、町独自の減免の拡充も 行い、国保税のさらなる引き下げを考えるべきだと考えております。

よって、令和2年度決算に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

令和2年度は、国民健康保険制度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく 受けた1年となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する保険税の減免制度や傷病手当の創設など、今までとは異なる状況に対して、迅速に、適切に対応されました。

医療給付では、当初は医療機関への受診控えが見られたものの、最終的には令和元年度比5,268万円増となりました。

国民健康保険制度は住民の健康の保持増進に貢献するものであり、今後とも給付と負担の 公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第2号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は 原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがいまして、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第15 認定第3号「令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認 定について」を議題といたします。

本案は、去る9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第16 認定第4号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。 介護保険制度で、今、第7期の保険料が基準額である第5段階で、第7期は400円引き上 げ5,500円でした。第8期で5,700円になる保険料であります。

令和2年度で、2年で介護給付費準備基金の取り崩し額を引いても6,400万円積み増しを し、令和2年度末で3億5,300万円に達しております。決算でも、歳入歳出差引額も1億 8,900万円繰り越す決算となっており、これは取り過ぎた保険料であると考えます。

高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、いざサービスを受けようと思うとサービスも受けられないという、また、利用するときに高くて利用料を払えない、いわゆる保険あって介護なしの状況が続いております。

総合事業は、給付費抑制の目的のサービス低下につながる危険性も考えられています。そ して、高齢者の重い負担に今後もなっていくと考えています。 介護保険の保険料、また、利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、介護保険特別会計決算に反対をさせていただきます。

以上です。

それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年と比べ約660万円、約1%の減額になりました。これは介護保険料の所得段階のうち、第1段階から第3段階の保険料の軽減が強化されたことによるものです。

一方で、提供するサービス料や保険給付金、また、被保険者数は増加の一途であり、歳出の保険給付費が対前年度比プラス1.2%、約2,600万円増の約22億2,000万円でした。

ますます進む高齢化社会の中で、今後も引き続き、家族等も含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成とします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第4号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

それでは、起立多数でありますので、したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

それでは、ここで、暫時休憩とさせていただきます。

(午前10時32分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 佐藤 茂君

日程第17 認定第5号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出 決算認定について」を議題といたします。

本案は、9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第18 認定第6号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていた だきます。

皆さんご存じのとおり、後期高齢者医療保険制度は制度発足以来、75歳という年齢で医療給付や健康診断らを扱う、いわゆる私が言っている、年齢による医療差別制度だとして毎回強く批判してきました。

この制度は2年ごとに保険料の見直しが行われることになっており、基本的には、保険加入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料が毎回引き上げられることにつながっています。

また、軽減措置も縮小され、低収入、低所得者にとっては厳しい状況になっており、この 重い負担を多くの人で分かち合うことが求められています。その1つの手段として、昨年も 決算で提案したように、県が事業主体となった国保会計事業との、この際、後期高齢者医療 保険事業も統合すべきではないのかと考えています。

以上のように、令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算について、反対を いたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、社会全体で 支える制度です。新型コロナウイルス感染症に関連する保険料の減免制度や傷病手当を創設 するなど、厳しい状況に適切に対応されました。

今後も高齢者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、愛知県後期高齢者

広域連合と連携しながら、健全な保険制度運営を行うよう一層努力されることを要望し、本 案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがいまして、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第19 認定第7号「令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算 認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和2年度蟹江町水道事業の決算認定に反対する立場で討論させていただきます。

まず、新型コロナ感染症が経済的な影響をもたらしているとして、住民生活支援で、令和 2年7月から6カ月間、水道料金の基本料金約1億3,200万円の減免は、本当に助かったと 住民の皆さんからも聞いております。

しかし、水道事業で全て独立採算制で運営することが基本であります。徴収した水道料金で、令和2年度、この半年間減免をしても1,000万円の純利益を上げており、企業債で、いわゆる借金の残高も令和2年度でなくなっている状況であります。

配水管布設取り替え工事は企業債で賄い、水道料金の6カ月の水道料金の基本料金の減免でも黒字決算であり、時代に沿った料金体制に努力するならば、今こそ水道料金の見直しをするべきだと、また、できると考えますので、今回のこの令和2年度蟹江町水道事業会計利益処分及び決算認定に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和2年度の水道事業におかれましては、配水施設の耐震化及び老朽化対策が施行され、 安心安全な水道水の安定供給が図られました。

また、新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、住民の

生活などを支援するため、水道料金の基本料金6カ月間を減免したことにより1,834万4,000円の純損失となりました。

今後、人口減少や施設の老朽化など、厳しい経営環境になることが見込まれますが、住民の生活を守るライフラインとして、災害に強く、安心安全な水道水の供給を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案の とおり認定することに替成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがいまして、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第20 認定第8号「令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがいまして、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第21 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務 調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがいまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事 務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました発議第4号「蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」及び議案第48号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」の2案件を、この際、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがいまして、2案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第22 発議第4号「蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りします。

発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがいまして、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第23 議案第48号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」 を議題といたします。

本案は、精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

すみません、5番 板倉です。

先ほど全協でほぼ確認は取ったんですけれども、2点ほどちょっとお願いしたいと思います。

まず、1点目として、あいスタ推奨があったんですけれども、このあいスタ、6月28日から申請が始まっている段階で、今現在申請してもなかなか事業者が、現地調査が間に合わなくて、結構追いついていなくて、そんな状況でいつになるかちょっと分からないという、承認をもらえるのが。そんな状況の報告をちょっと聞いているんですけれども、実際にその辺

は臨機応変に対応して、今申請をしているよということが確認取れればいいのか、ちょっと その辺、もう少し分かったらお願いしたいと思います。

あと、もう一点、ちょっと答弁で気になったのが、課長のほうから追加でまたある可能性 もあるということを言っていたんだけれども、実際、これはそんなこの議会でそんなことを 言っちゃっていいのか、今国会も開かれていない状況だし、そんな軽はずみなことでいいの かなと思うんですけれども、その点についてお願いいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

まず、1点目につきましては、申請途上の中でいろんな皆さんの状況というものが見受けられると思いますので、また、ちょっとこれは現場の状況も確認してみないと分からない点もあると思っておりますので、いろんな点で臨機応変に対応していきたいと思っております。 2点目につきましては、この類いのものが確実にあるということではありませんので、誤解を招いた点では申し訳ございません、ちょっと発言に誤解があったということで、おわび申し上げます。

コロナ対策としては、引き続きということになってまいりますので、そこの中で、そういった機会が出てきたときには、また事業者支援のほうも向き合いたいという思いでご理解いただければありがたいです。

よろしくお願いいたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

国のこの補助金ですが、他の市町のちょっと動向についてお伺いしたいと思うんですが、 他の市町はこの補助金についてどのような取り扱いをしているのかということです。分かれ ば教えていただきたいと思う。大体、この9月議会で提案というような形になっているとこ ろが多いのか、また、内容的にはどのようなものになっているのかということについてお伺 いします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

他市町村の状況につきましては、まだ上程具合につきましては把握できていないものがほとんどです。

ただ、皆さんの協議の中では、事業所支援というところで同じように取り組む自治体ももちろんございます。既に、今事業所支援として行ってきている、例えば知立市さんですとか、豊田市さん、豊橋市さん、ほかにもまだあるんですけれども、そこの中で、既に始めていたところで枠の拡大ということで、既に制度を持っていた自治体がさらにこの交付金を使って補助枠を拡大していくというような動きはあるというふうに把握しております。

よろしくお願いします。

○9番 中村英子君

蟹江町というのはお隣の名古屋市に近いものですから、事業所の人たちも今度のコロナに関しても、名古屋市のほうが事業者に対する手当てが厚いというようなことを聞いているんですが、今回も、この補助金制度について、名古屋市がどのように取り扱っているのかということをちょっとお伺いしたいんですけれども、把握していなければ把握していないですが、例えば、先ほど石原議員からもお話がありましたけれども、この補助の期間の範囲ですけれども、8月21日以前はどうなんだという話もありましたけれども、これは各自治体の自由裁量で、もっと以前から対象にすることもできる内容のものだというふうに把握しておりますが、その点において、この隣の政令市の名古屋市というのは、この補助金についてどのような対応をしているのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

今回、我々が交付補助させていただく補助金の使い道としては、ちょっと名古屋市さんが 今どのような使い方をするかということは、申し訳ございません、この場ではちょっと説明 できるほど把握しておりません。

名古屋市さんも事業所支援ということで行っていると思うんですが、ちょっと今名古屋市さんの数字としては把握ができていないんですけれども、近隣で申し上げますと、例えば、あま市さんは事業者支援として5万円、あと同じ尾張地区で言いますと扶桑町さんが10万円、高額なところになってきますと、岩倉市さんが50万円という上限の額の中での補助というところがございます。ですから、当町が今回掲げた30万円というのは、一般的には皆さん10万円、20万円という上限額が多いので、町としてはかなり上限額を使っていただけるように高額な補助設定をさせていただいたという状況でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

議案第48号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認め、したがいまして、議案第48号は原案のとおり可決されました。 〇議長 佐藤 茂君

それでは、これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、会議を閉じさせていただきますが、その前に少しだけ時間をいただきたいなと思っております。

今月末をもちまして、教育長さんの石垣教育長さんが退任されるということで、一言だけ ちょっとご挨拶いただきたいなと、私からお願いしましたので、よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

ただいま議長さんよりお言葉をいただきましたので、お時間をいただいて退任の挨拶をさせていただきたいと思います。

振り返れば、平成19年より教育長の席に就かせていただきました。その間、裁判も含めているんな出来事がありました。考えてみると、本当にたくさんいろいろあったわけでありますが、しかし、その都度、議員の皆様にはご支援、ご助言をいただきながら、何とか責務を果たすことができました。ありがとうございました。

まだまだコロナ禍が続いております。そんな中で蟹江町の子どもたち、健やかに成長できるといいなというふうに思っております。

最後になりますが、議員の皆様のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げますととも に、蟹江町のさらなる発展をご祈念申し上げまして、私の退任の挨拶、お礼の言葉とさせて いただきます。

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

 蟹江町議会議長
 佐藤
 茂

 5番議員
 板倉浩幸

黒川勝好

6番 議 員